平成五年郵政省告示第六百十号(端末設備等規則の規定によることが著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定める件) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

		is.		を除く。)
		を適用しない。	八条の二	電話端末等(前項に掲げるもの
		中欄に掲げる規定	規則第二十	七 発信する機能を有しない移動
九条第一号			九条第一号	
規則第二十 (略)		(略)	規則第二十	
	用する移動電話端末等	を適用しない。	八条の二	用する移動電話端末等
	携帯移動地球局の無線設備を使	中欄に掲げる規定	規則第二十	携帯移動地球局の無線設備を使
四条第二号	により携帯移動衛星通信を行う		四条第二号	により携帯移動衛星通信を行う
規則第二十 (略)	星に開設する人工衛星局の中継	(略)	規則第二十	星に開設する人工衛星局の中継
二条	十三第二号に規定する非静止衛		三条	十三第二号に規定する非静止衛
規則第二十 (略)	六 無線設備規則第四十九条の二 5	(略)	規則第二十	六 無線設備規則第四十九条の二
(略) (略)	-    -    -    -    -    -    -    -	(略)	(略)	
	に掲げるものとする。			に掲げるものとする。
にかかわらず、それぞれ同表の下欄	う。) のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄   う。) のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄	、それぞれ同表の下欄	足にかかわらず、	う。)のうち同表の中欄に掲げる規
省令第三十一号。以下「規則」とい	は、端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」とい	号。以下「規則」とい	政省令第三十一	は、端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」とい
の(以下「移動電話端末等」という。)	って、移動電話用設備に接続されるもの(以下「移動電話端末等」という。) って、移動電話用設備に接続されるもの(以下「移動電話端末等」という。)	電話端末等」という。)	もの(以下「移動	って、移動電話用設備に接続されるよ
話端末、又は自営電気通信設備であ	次の表の上欄に掲げる種別の移動電話端末、又は自営電気通信設備であ	自営電気通信設備であ	電話端末、又は	次の表の上欄に掲げる種別の移動電話端末、又は自営電気通信設備であ
!定める。	の及び別に告示する条件を次のように定める。	月一日から適用する。	平成二十三年四	る件)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。
て、移動電話用設備に接続されるも	話端末、又は自営電気通信設備であって、移動電話用設備に接続されるも	寺及びその条件を定め	6移動電話端末祭	の規定によることが著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定め
によることが著しく不合理な移動電	十四条の規定に基づき、同規則の規定によることが著しく不合理な移動電	十号 ( 端末設備等規則	政省告示第六百	十六条の規定に基づき、平成五年郵政省告示第六百十号 ( 端末設備等規則
(昭和六十年郵政省令第三十一号)第三十二条及び第三	端末設備等規則(昭和六十年郵政省	)第三十二条及び第三	省令第三十一号	端末設備等規則 (昭和六十年郵政省令第三十一号) 第三十二条及び第三
行	現		正 案	改